

太田市告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により太田都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年1月12日

太田市長 清水 聖 義



1 都市計画の種類 太田都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

名称	区域
東金井工業団地南地区	太田市東金井町の一部
富若西地区	太田市富若町、東金井町、只上町及び東今泉町の各一部
新田東部工業団地西地区	太田市脇屋町及び新田小金井町の各一部

3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課